

事 務 連 絡
令和7年6月6日

関 係 各 位

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付
障害者施策担当

令和7年度障害者週間「心の輪を広げる障害者理解促進事業」における
「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集チラシの送付等について

障害者施策の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年7月1日（火）より全国で開始する標記「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集に係るチラシを作成いたしましたので、送付いたします。

つきましては、関係機関等への配布及び募集対応等に御使用いただくとともに、障害及び障害のある人に対する理解促進のきっかけとなるよう、本取組への参加について働きかけをいただきますようよろしくお願いいたします。

本チラシの電子媒体につきましては、6月中旬を目途に内閣府ホームページ内の障害者週間のページに掲載を予定しておりますので、あわせて御活用いただき、本事業の周知に御協力をお願いいたします。

応募作品につきましては、本事業を共催する各都道府県・指定都市において取りまとめいただくことになっております。詳しい応募方法等につきましては、応募者の居住地の各都道府県・指定都市（児童生徒は、学校所在地も選択可）の担当窓口（本チラシ裏面記載）にお問い合わせください。

なお、例年障害者週間にあわせ送付させていただいております「広報用ポスター」、「障害者週間の広報パンフレット」及び『心の輪を広げる体験作文』『障害者週間のポスター』入賞作品集」につきまして、本年も11月頃に昨年と同程度の部数を送付させていただくことを予定しております。部数の増減等の御希望がございましたら、本件担当まで御連絡ください。大幅増には対応できない場合がございますので予め御了承願います。

また、内閣府では、「障害者週間」における広報啓発事業として、障害者週間の趣旨にふさわしい内容のセミナーをオンライン配信する「オンラインセミナー」を、障害者関係等団体主催で開催しております。本年度も開催を企画しており、主催していただける障害者関係等団体を広く募集させていただく予定です。開催の御案内前ではございますが、これら事業への参加を御検討いただける場合は、本件担当まで御連絡をお願いいたします。

・令和6年度の内容：<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/r06shukan/main.html#seminar>

【本件担当】

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL：03-5253-2111（内線 38309）
FAX：03-3581-0902
E-mail：g.kyosei_shogaisha_jyoho@cao.go.jp

令和7年度



令和6年度「障害者週間のポスター」
小学生区分 最優秀賞(内閣総理大臣表彰)
熊本県 人吉市立東間小学校 6年(当時)
いそだ りゅうすけ
磯田 隆介さんの作品
「パラリンピックでがんばるすがた」

作品募集



たいけんさくぶん
体験作文



ポスター

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です



「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口(裏面)にお問い合わせください。

心の輪を広げる体験作文



募集
テーマ

出会い、ふれあい、心の輪
一障害のある人となない人との
心のふれあい体験を広げよう

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生以上 ※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限りします。
- ②作文の内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用、生成AIの使用等は行わないでください。
- ③作文は、原則として400字詰原稿用紙(B4判またはA4判横向き・縦書き)を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2〜4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4〜6枚程度とします。
- ④パソコン等の電子機器による作成も可とします。
※用紙は③に準ずるものとします。
- ⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
- ⑥応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、職業又は学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

障害者週間のポスター



募集
テーマ

障害の有無にかかわらず誰もが能力を
発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生及び中学生 ※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限りします。
 - ②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人となない人の相互理解・交流等を表現したものとします。
※作品中に標語やそれに類する文字は入れないでください。
※他者の作品や他の公表物等の流用や模倣、盗用、不適切な引用、生成AIの使用等は行わないでください。
 - ③ポスターの規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置(縦長)のみとします。彩色画材は、自由です。
 - ④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
 - ⑤応募作品には、題名(作品のタイトル)、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。
- その他 最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

【募集期間】



内閣府
Cabinet Office